

1. 相続

・相続財産（遺産）とは

相続財産には、不動産や預貯金、会員権などのプラスの財産と借金や税金の未納、未払い金などのマイナスの財産が含まれます。したがって、相続をするということはこれらプラス、マイナスの財産すべてを引継ぐことになります。

・相続の方法

相続の方法には単純承認、限定承認、相続放棄と3種類の方法があります。

①単純承認

一般的な相続の方法になります。この場合は被相続人（お亡くなりになった方）のプラスの財産とマイナスの財産をともに無条件で引継ぐことになります。

②限定承認

被相続人のプラスの財産の範囲内でマイナスの財産も引継ぐことになります。つまり、プラスの財産の総額が500万円であればマイナスの財産も500万円までしか引継ぎません。但し、この手続きをとるには相続人全員が家庭裁判所へ相続の開始があったことを知った時から3ヵ月以内に届出が必要になります。

③相続放棄

被相続人のプラスの財産もマイナスの財産もすべて引継がない方法です。こちらも相続の開始があったことを知った時から3ヵ月以内に家庭裁判所に届出が必要になります。

・遺産分割の方法

遺産の分割の方法には、遺言書による分割、法定相続による分割、遺産分割協議による分割などがあります。

①遺言書による分割

遺言書がある場合は遺言書の内容が優先しますので、遺言書にしたがった遺産分割を行うことになります。

②法定相続による分割

民法で規定されている法定相続分の割合にしたがって分割を行います。

③遺産分割協議による分割

相続人全員が協議して遺産を分割します。相続人全員が話し合っただけで自由に分割することができますが、マイナスの相続財産については債権者の同意が必要になります。

さらに協議によって分割する場合には下記の3つの方法があります。

現物分割・・・相続人の共有状態を回避するため、不動産は長男、預金は二男というように財産ごとに分割する方法

代償分割・・・相続人の一人が財産全部を取得する代わりに、他の相続人に対し代償金を支払う方法

換価分割・・・財産が不動産だけの場合にその不動産を売却して、その売却代金を相続人間で分配する方法

・準確定申告

確定申告の必要な被相続人が年の途中で亡くなった場合、4ヶ月以内に所得税の確定申告が必要になります。

準確定申告が必要なケース

- ・個人で事業を行っていた、不動産を賃貸していた
- ・多額の医療費を支払った
- ・2ヶ所以上から給与をもらっていた など

・相続税の申告

相続財産の評価額が非課税枠（基礎控除額）を超えた場合は、相続開始から10ヶ月以内に相続税の申告が必要になります。亡くなった時の遺産すべてだけでなく、亡くなる前3年以内に贈与された財産も相続財産とみなされますので注意が必要です。